

ブミプトラ政策の経済的意義

吉野 文雄

マレーシアのナジブ首相が打ち出した新経済モデルは、従来施行してきたブミプトラ政策に大きな変革を求めるものであった。この政策変更にはどのような意味があるのか。ブミプトラ政策の来し方を分析することによって、マレーシアのとるべき民族間の分配政策のあり方を探る。

I ブミプトラ政策とは何か

マレーシアは、いわゆる多民族国家である⁽¹⁾。2010年の市民権を有する人口28,334,135人の67.4%がブミプトラ、24.6%が中国系、7.3%がインド系である⁽²⁾。このうちのマレー系を他の民族に対して優遇する政策を一般にブミプトラ政策と呼ぶ⁽³⁾。

マレー系優遇政策は、時代とともに変わったために、ブミプトラ政策には複数の定義がある。

第1に、最狭義には、1971年に始まり1990年に終わった新経済政策(New Economic Policy: NEP)の時期に採用されたマレー系優遇政策と定義される。NEPは、地域開発政策や工業化政策をも含むが、それらもマレー系優遇政策と独立ではありえないため、ブミプトラ政策とはNEPそのものであるという考え方も存在する。

第2に、最広義には、イギリス統治時代から今日までに採用されたあらゆる種類のマレー系優遇政策がブミプトラ政策と定義される。イギリス統治下、多くの中国系は市民権を保有していなかった。彼らは、マラヤ連邦独立に際して市民権を要求した。マレー系は、中国系への市民権賦与に反

対していた。マラヤ連邦は半島部だけから構成されたので、ブミプトラの中の先住民に当たるサバ州とサラワク州のカダザン系などがブミプトラを構成するようになったのは1963年のマレーシア連邦が成立してからなので、ここではあえてマレー系とした。そこでイギリスは、中国系の要求に応じるのと引き換えに、マレー系への優遇措置を取ったのである。初代統一マレー人国民組織（United Malay National Organization: UMNO）総裁ダト・オンに率いられた農村・工業開発庁（Rural Industrial Development Authority: RIDA）が設立され、格差の是正を究極の目標とする政策を施行したし、マラヤ連邦憲法第153条には、マレー系の特別な地位が規定された。

第3に、多くの文献では、NEP以降にとられたマレー系優遇策を指すようである。本稿でも、この立場をとるが、統計などは、必要に応じて1971年以前のものも示すことにする。

Ⅱ 変化したブミプトラ政策

ブミプトラ政策が採用された最大の原因は、1969年5月13日以降の民族暴動であった。1957年にマラヤ連邦として独立、初代首相を務めたアブドラ・ラーマンの経済政策運営の理念は、自由放任と民族融和の2つに要約される。自由放任の結果、マレーシアの経済構造はモノカルチャー化の程度を高め、一次産品輸出が増加した。民族融和の意味するところは、国民経済が複数の民族によって構成されていることに目をつぶり、横一列での経済政策運営であった。その結果、民族間経済格差が拡大した。少なくとも、所得水準の低いマレー系には所得分配が不平等化し相対的に不利になったと認識されていた。1959年5月10日の総選挙での中国系野党議員の増加が引き金となって、マレー系が中国系を襲う暴動が発生した⁽⁴⁾。

これより後、政府にとっては、悲惨な暴動を再発させないということが

最も優先順位の高い政策目標となった。民族暴動後全権を掌握していた副首相のラザクが第2代首相に就任し、それまでの自由放任と民族融和の路線を大きく転換させた。経済活動に積極的に介入し、多民族国家であることを前提とした政策運営に変えたのである⁽⁵⁾。

NEP は、1971～1975 年をカバーする第2次マレーシア計画（Second Malaysia Plan: MP2）と続く5年間をカバーする第3次マレーシア計画（MP3）で全体像が示された。NEP の主眼は、輸出志向工業化戦略に基づく産業政策と民族間の所得と富の分配の衡平にあった。具体的な政策目標として、株式会社資本の所有者比率（The Share of Ownership Share Capital of Limited Companies、以下、株式保有比率）が掲げられた。表1に見るように、1970年当時のブミプトラの株式保有比率はわずかに2.4%であった。

NEP は、具体的には、①雇用比率の是正、②株式保有比率を1990年までにマレー系30%、非マレー系40%、外資30%とすること、③ブミプトラ企業の育成を経済的な中間目標とした。また、非経済的な目標として、①ブミプトラの大学入学卒を最低55%に設定、②工業調整法（Industrial Coordination Act: ICA）、③センシティブ・マターの憲法規定（1971年）、④ルクヌガラ（5原則）制定、⑤政党再編、を掲げた。

表1 株式会社資本の所有者比率 (%)

年	ブミプトラ	非ブミプトラ	その他
1970	2.4	34.3	63.3
1980	12.5	44.6	42.9
1990	19.3	46.8	46.8
2000	18.9	41.3	41.3
2008	21.9	36.7	41.4

（出所） Mlaysia Plan 各版より、吉野が作成。

1981年には、開発主義志向の強いマハティールが首相の座に就き、NEPを継承した。マハティールの民族間分配に対する考え方は、彼の著ともいえる『マレー・ジレンマ』で明らかにされている。その中でマハティールは、中国系が遺伝的にマレー系よりも優れていると記している⁽⁶⁾。マハティールの主張するところは、第1にマレー系の自助努力であり、第2に能力差を埋めるためのマレー系優遇策の妥当性であった。

NEPが目標年次を迎える1990年を前に、ブミプトラ政策を継続するか否かについての議論が起こったが、マハティールは継続を決定した。マレーシア経済は好調で、1980年代の実質経済成長率は、単純平均で5.9%であった⁽⁷⁾。高い経済成長はその果実の分配を大きく変化させた。すなわち、表1からも分かるように民族間では平等化が進展したのである。

表1に見られるブミプトラの株式保有比率の上昇の一部は、官営企業のブミプトラへの払い下げによって実現したものである。マレーシア航空は1987年に民営化されたが、ここで民営化はそのまま民間ブミプトラ化を意味している⁽⁸⁾。

そのような時期に生じたのがアジア通貨危機であった。危機への対処をめぐって、政府内には2つの意見があった。第1は、遅ればせながらも資本規制を強化し、国内経済を国際市場から遮断し、いわば体質強化を図ろうとするものである。体質強化には民族間の分配の衡平の実現も含まれる。第2は、国際通貨基金の支援を得ながら、国内経済を開放し、グローバルスタンダードを導入するものである。特定の民族を優先することは否定され、ブミプトラ政策の幕を引かざるを得ない。

第1の選択肢にくみしたのがマハティールであり、第2の選択肢を支持したのが当時の副首相兼蔵相であったアンワルであった。1998年9月2日、独立記念日の祝典をアンワルが地盤とするペナンに乗り込んで開催したマハティールは、アンワルを幾多の罪状をかざして逮捕した。アジア通貨危機への対処は、経済合理性よりも政治的利害によって決着がついた。同日、

1997 年に変動相場制に移行したマレーシアの通貨リングgitは1米ドル = 3.8 リングgitの固定相場制に復帰し、資本規制が実施された。

ブミプトラ政策の功罪を語るには、通貨危機が政治危機にまで深化したインドネシアとの比較が有効であろう。インドネシアでは、1998 年5月に食料品の公定価格引き上げを機に先住民たるプリブミが中国系住民を襲う暴動が発生した。マレーシアで、通貨危機が民族暴動にまで深化しなかった原因の1つには、NEP とそれに続く国民発展計画 (National Development Plan: NDP) でのブミプトラ優遇政策があったと考えられる。中国系はブミプトラに対して依然経済的優位を維持していたが、20 年以上にわたって圧倒的に不利な条件のもとで生きてきたことをブミプトラも理解していたのである。

マハティール政権期のマレーシア経済の生産面は、ブミプトラ部門と非ブミプトラ部門に2分されていたと見るべきであろう。ブミプトラ部門は、政府サービス生産者と公企業からなる公的部門、法人企業の中のブミプトラ企業によって構成される。非ブミプトラ部門は、ブミプトラ企業以外の法人企業である、主として中国系の法人企業から構成される。ブミプトラ部門内では、マレーシア航空の民営化に見られるように公企業とブミプトラ企業の間で所有権や経営権が移転されることがあった。

金融面もまた、ブミプトラ部門と非ブミプトラ部門に二分されていたとも見られよう。ブミプトラ部門では金融機関の預貸活動が公的に保護されたため、インタレスト・スプレッドが小さく、貸出金利は低く抑えられ、ブミプトラ企業の投資を促進した。非ブミプトラ部門ではリスクを考慮した市場金利が貫徹していた。この部門分割を象徴するのが、イスラーム金融機関創設であった⁽⁹⁾。

伝統的な二重経済に政府・公企業を導入した変則的な二重経済が現出していたのである。生産者の生産性と消費者の嗜好を反映した二重経済ではなく、政策的に分断された二重経済であり、資源配分の効率性を損なって

いたことはいうまでもない。

この不効率を是正する措置ともいえるのが、第6代ナジブ首相が実行に移した新経済政策（New Economic Model: NEM）であり、ブミプトラ政策は大きな転換を果たした。それまでのブミプトラ政策がブミプトラを一律に優遇していたとの批判を容れ、一般的な貧困削減政策に転換した。1990年代より、ブミプトラ優遇は選択的に適用されてきたとはいえ、結果的にはブミプトラによるレントシーキングが目に見えぬほどになり、それは総選挙における与党連合支持の減少につながった。この事態を重く受け止めたのである。

Ⅲ ブミプトラ政策にかかわる経済指標

NEP では、株式保有比率が民族間の富の分配の衡平を示す指標として採用された。しかし、言うまでもなく、マレーシアにおける富は株式だけではない。その他の金融資産もあれば、不動産等の物的資産もあるのは、他の国と同様である。はたして、株式を富の代表と見るのは不適切であろう。

しかし、株式保有比率から資本労働比率を導くことができる。新古典派の経済成長理論の基礎をなす新古典派の生産関数では、マクロの生産関数は1次同次を仮定する。このとき、資本労働比率、すなわち、労働者1人当たりの資本ストックは、労働生産性、すなわち、労働者1人当たりの所得と一意的に対応する。2部門経済成長モデルにおいては、部門ごとの生産関数において同様の対応が導かれる⁽¹⁰⁾。

このような考え方を基礎とすると、総人口に占めるブミプトラ人口の比率 66.1%（2009 年）に対するブミプトラの株式保有者比率 21.9%（2008 年）の比率 0.33 は、ブミプトラ部門の資本労働比率の代理指標となろう。同様に、総人口に占める非ブミプトラ人口の比率 32.9%（2009 年）に対す

る非ブミプトラの株式保有比率 36.7%（2008 年）の比率、1.12 は、非ブミプトラ部門の資本労働比率の代理指標となろう⁽¹¹⁾。マレー系が必ずしもブミプトラ企業の株式を保有しているわけではなく、中国系が必ずしも非ブミプトラ企業の株式を保有しているわけでもない。ブミプトラ企業の株式を手に入れたマレー系がそれを容易に中国系に売却することがブミプトラの株式保有比率が低い一因である。このような留保はあるが、0.33 と 1.12 とを比較すると、ブミプトラ部門は労働集約部門であり、非ブミプトラ部門が資本集約部門であることになろう。

第 2 に、月当たり平均家計総所得（Monthly Gross Household Income）が、マレーシア計画の中では所得分配の衡平の指標とされている。この指標については、達成目標が示されてはいないが、表 2 から分かるようにブミプトラ政策がとられた期間、格差が縮小している。

この指標も、株式保有比率同様、衡平の指標としては不適切である。なぜなら、民族ごとに家計構成員数も異なれば、その中の所得稼得者数も異なるからである。また、家計所得の定義も示されていない。

第 3 に、職種別・民族別雇用（Employment by Occupation and Ethnic

表 2 平均家計所得

年	ブミプトラ	華人	インド系
1957	100	215	170
1970	100	229	177
1979	100	204	154
1989	100	174	129
1999	100	174	136
2009	100	138	110

（出所） Tenth Malaysia Plan and Poon Wai Ching, *The Development of Malaysian Economy*, Prentice Hall, Petaling Jaya, 2005 より、吉野が作成。

（注） ブミプトラの平均家計所得を 100 としたときの、華人とインド系の平均家計所得の比率。

Group) がある。これもまた衡平の指標としては議論の余地があろう。これは、平均家計総所得同様、具体的な目標値が示されたわけではない。しかし、平均家計総所得が用語として NEP に取り上げられていないのに対して、職種別・民族別雇用は取り上げられている。

表 3 に専門的職業へのブミプトラ参加率を示したが、1995 年以降、ブミプトラ参加率は上昇しているが、人口比にまで届いているわけではない。結果の平等を見る 1 つの指標とはなろうが、会計士であれば資格試験受験者の民族構成、エンジニアであれば、工学部卒業生の民族構成などが同時に示されるべきであろう。

最後に民族間分配の変化のマクロ的な影響を見てみよう。表 4 には、ジニ係数の時系列に従った変化が示されている⁽¹²⁾。ジニ係数は、推計の困難さから、毎四半期とか毎年推計されるわけではない。マレーシア政府の推計を見ると、ブミプトラ政策を採用した 1971 年前後が最も高く、NEP が終了した 1990 年前後まで趨勢的に低下し、1990 年前後以降は横ばいといえよう。経済成長率が下方屈折するほど深刻であった 1997 年のアジア通貨危機は、ジニ係数の動きでみる限り、分配には大きな影響を及ぼさな

表 3 専門的職業へのブミプトラ参加率
(%)

	1995	2008
会 計 士	16	25
建 築 士	28	60
医 師	33	53
エンジニア	38	52
弁 護 士	29	39
歯 科 医 師	31	49
獣 医 師	40	43
測 量 士	48	55

(出所) Tenth Malaysia Plan より、吉野が作成。

表 4 ジニ係数

	政府推計	世銀推計
1957	41.2	
1967	44.4	
1970	50.2	
1976	52.9	
1979	49.3	
1984	48.0	48.63
1987	45.8	47.04
1989		46.17
1990	44.6	
1995	45.6	48.52
1997	45.86	49.15
1998	46.8	
1999	44.32	
2000	45.2	
2001	45.0	
2002	46.1	
2004		37.91
2007		46.00
2009		46.21

(出所) Malaysia Plan 各版及び World Bank, *World Development Indicators*, September 2012 より、吉野が作成。

かった。

表 2 の平均家計所得の動きを見ると、1989 年に中国系はブミプトラの 1.74 倍を稼得していたのに、2009 年になると 1.38 倍に変化した。1990 年前後以降所得分配は大いに平等化したと言ってよい。表 1 の株式保有比率からも、1990 年前後以降富の分配は平等化したと言ってよい。表 3 の専門的職業へのブミプトラ参加率を見ても、1995 年以降の変化だが、分配が平等化したことが示唆される。

個別の分配の指標が平等化を示しているにもかかわらず、総体的な指標

であるジニ係数がそれを示していないことは、ありえないことのように考えられるかもしれないが、必ずしもありえないことではない。可能性の問題としては、世代間の分配、または男女間の分配が1990年前後以降不平等化し、民族間分配の平等化の効果を打ち消すような場合があるからである。

また、別の可能性としては、個別の分配の指標のいずれか、あるいはすべてが分配の指標として適切でない可能性もあるし、ジニ係数自体が持つ分配の指標としての限界もあろう。先にあげた指標としての特性を考えると、ブミプトラ政策立案の基礎としてマレーシア計画などで取り上げている指標に問題があるため、ジニ係数の動向と整合性がないのであろう。家計平均所得の平等化が、マレー系の家計における所得稼得者数の増加ないし中国系の家計における所得稼得者数の減少を反映したものだとする、それが個人間の所得分配の指標であるジニ係数に影響を与えなかった可能性がある。株式保有比率は、そもそも富の分配の指標であり、それと所得の分配の指標たるジニ係数を直線的に結び付けることはできない。

これまでブミプトラ政策に関して多くの論稿が公刊されてきたが、この政策を採用するか否かの根拠となる経済指標については無批判にマレーシア政府の手法を受け入れてきたようである。その事実自体が、憲法に定めるいわゆるセンシティブ・イシューにかかわるものかもしれず、そうであれば議論の余地がある。

ブミプトラ政策を考えるさいの経済指標の不適切さについては、Jomo (2004) でも論及されている。これは、マレーシアだけにおける問題ではない。なぜなら、あらゆる経済指標が民族別に作成されているわけではないのは、他の国でも同様だからである。公団住宅入居者や大学入学者とか卒業者、自動車の保有者や運転者、ガソリンの購入者、図書館など公共施設の利用者などの中には、民族別統計を作成していない場合があろう。したがって、マレー系の公団住宅入居、大学入学、自動車購入などの優遇措

置があったとしても、その効果の大きさは知りえないのである。

Lim (2005) は、株式保有比率を自らの手法で推計し、政府の公表値とは異なる結果を得た。それは、2004 年の時点で、マレー系の株式保有比率は政府公表値よりはるかに高く、1970 年に設定された目標値である 30% をすでに上回っていたというものである。そもそも、この種の議論がマレーシアで行われず、多くの論稿が政府発表をうのみにして所得と富の民族間分配問題を論じている事態が異常といえるかもしれない。やはり、憲法に定めるセンシティブ・イシューの重みと考えられよう。

Ⅳ ブミプトラ政策の経済分析

経済分析の多くは、資源配分の効率にかかわるものであり、もう 1 つの経済学の課題である所得や富の分配の衡平に触れるものは少数である。その理由は 2 つあろう。第 1 は、資源配分の効率化によって分配の衡平が問題とされなくなる場合があることである。たとえば、ブミプトラと非ブミプトラが半数ずつ存在する経済において、前者の所得が 2 から 3 に増加し、後者の所得が 3 から 7 に増加した場合、ブミプトラは相対的には不利になるが、絶対的には所得は増えている。資源配分の効率の観点からは、すべての主体の所得が増え、したがって総体的にも所得が増えており、事態は改善している⁽¹³⁾。第 2 は、資源配分の効率には、パレート基準のように、広範な合意が成立している基準があるが、分配の衡平の基準は、複数のものが並立しているためである。

経済的公正の基準として、経済分析にあたって考えられるのは以下の 6 つであろう⁽¹⁴⁾。

第 1 は、機会の平等であり、衡平に機会が与えられていれば、結果における不平等は無視できるとするものである。ブミプトラ政策における大学入学定員の民族別割り当ては、この基準に従ったものといえよう。

第2は、結果の平等であり、これは機会の平等の対極にある。NEMが施行される前のブミプトラ政策は、まさに結果の平等を目指したものといえてよい。

第3は、貢献に応じた分配であり、所得分配の限界生産力説に代表される。企業が競争的な生産要素市場において利潤を最大化すると、各生産要素の需要量は要素価格と限界生産力が等しくなる。生産における（限界的な）貢献をもって分配の基準とするのであり、ネオ・リベラリズム的な基準と考えられる。この基準に従うと、大学入学定員の割り当ても家計総所得の平等化も、政策として取るべきではない。

第4に、努力に応じた分配である。偶然の要素を排除して、努力が結果に反映されるように分配されるべきであるという基準である。民族間の分配の衡平には、どの民族に生まれるかわからないという偶然の要素はあるが、民族別の偶然という要素は考慮の必要があるまい。

第5に、必要に応じた分配という考え方がある。マルクスの有名な「能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」に代表される考え方である。これが、理想的な政策目標であり、現実的にはその実現が著しく困難なことは、この文言を憲法に取り入れたソビエト連邦が国家そのものを棄却したことから明らかであろう。ブミプトラ政策は現実的な所得と富の平等化を目指すものであり、このような理想種次的目標は考慮が払われていない。

第6に、功利主義に含められるロールズによる分配の基準がある。これは、基本的自由を前提にした平等な権利設定下で、最も不遇な経済構成員の利益を最大化するというものである。マレーシアにおいては、マレー人の優位が憲法に規定されており、平等な権利が設定されているとは言えないため、功利主義の基準は考慮されるべきではない。

資源配分の効率という点から、ラーマン政権期の自由放任、民族融和政策は興味深い。自由放任の結果、マレーシアの経済構造は比較優位を強める形に変化した。すなわち、工業化が進展せず、天然資源が豊富に賦存す

るという自然条件を生かした資源依存型の経済構造に変わったのである。民族融和政策はいわば民族間所得分配に関する放任政策である。これが民族間所得分配を、機会においてにしろ貢献においてにしろ不平等化させた。これら2つの政策に共通の特徴は、静学的観点から妥当性が主張されることである。両者とも、動学的には失敗した。

ただし、民族融和政策の失敗は、所得分配を不平等化させたことをもって断じられるべきであり、それが民族暴動につながったことをもって失敗と断じられるべきではない。マレー系が中国系を襲った暴動の結果の逮捕者の9割が中国系であり、暴動を沈静化させるべき警官もまた中国系を襲ったと伝えられている。国内治安問題を原因を経済失策に求めるのはまったくのお門違いである。

所得と富の分配の衡平という点から、ブミプトラ政策はどのように評価されるべきか。ジニ係数の推移をみると、NEPが始まった1970年代初頭、マレーシア経済における不平等度が最も高かった。その後改善を見たが、それは限定的であった。政府が提示する民族間分配指標は妥当性を欠いていることは上に記したとおりだが、それらを見ると、民族間の分配は平等化しつつある。

一国が所得と富の分配の衡平を実現しようというとき、その目標が機会の平等と結果の平等の中間に置かれるのはいたしかたない。同時に、貢献に応じた分配と努力に応じた分配の中間に基準が置かれるのも現実的選択である。1969年の民族暴動は、結果の平等が求められていることを明らかにした。マハティールが『マレー・ジレンマ』で述べたマレー人の遺伝的特質は、機会の平等が達成されていないことと、貢献に応じた分配ではなく努力に応じた分配に軸足を置くことの根拠となった。ナジブ首相のまとめたNEMは貢献に応じた分配に軸足を置くことを主張している。

以上の議論を総括すると、マレーシアは動学的な分配政策に関する実験を行ったと解することができよう。『マレー・ジレンマ』にいうように、

ブミプトラが中国系に本質的に劣っており、必然的に社会的弱者であり続けるのであれば、機会の平等の実現を目標とした分配政策を継続することが正当化されよう。しかし、民族にかかわらずヒトは本来等しく能力を有し、その生産性を形成するのが生後の環境であるとしたら、機会の平等を目標とする分配政策はとられるべきではない。仮にそれが採用されたとしても、短期間で終了すべきである。

マレーシアでは所得と富の民族間分配の衡平を目指した政策があまりにも長期的に継続され、弊害をもたらし、結果的に NEM に至った。後知恵ではあるが、マレーシアの政策の文脈に即していうと、ブミプトラ政策は 1990 年に終了すべきであった。一般的にいうと、ヒトが本来等しく能力を有していることを前提とすれば、分配の衡平を目指した政策がとられる期間は、必要条件としては 1 世代に当たる 25 年、十分条件としては 2 世代に当たる 50 年が目安とされるべきではないか。

その意味で、ナジブ首相が NEM を採用したことは当然のことであり、マレーシアが自ら先進国入りするめどとして掲げた 2020 年を、ブミプトラ政策を撤廃する記念すべき年とすべきである。

注

- (1) マレー系国民、中国系国民、インド系国民等の集団は、人種、民族、種族などと呼ばれることもあるが、エスニック・グループと呼ばれるべきであろう。しかし、叙述上の簡便さから、本稿では民族と呼ぶことにする。さらに、本稿では簡略化して、「国民」を省略し、単にマレー系、中国系、インド系と記述する。また、ブミプトラはマレー系とカダザン系などのサバ州とサラワク州に主として居住する先住民を合わせた概念であり、サバ州とサラワク州、また現在の連邦直轄地のラブアンがマレーシア連邦の名のもとにマレーシアに組み込まれたのは 1963 年であったことを考えると、歴史的にも地理的にも用語法に齟齬が出るが、本稿で論じる問題では分析を左右することがないので、細かい点にはこだわらない。
- (2) Department of Statistics, *Population Distribution and Basic Demographic Characteristics 2010* より。
- (3) 政府がブミプトラ政策という用語を公式に用いたことはない。

- (4) 暴動の詳細は、金子 (2001)、山田 (2000) などを参照せよ。
- (5) ラーマン政権下で副首相を務めていた 1965 年、ラザクは自由放任と民族融和の路線を否定するブミプトラ経済会議を開催していた。
- (6) Mahathir (1970) を参照せよ。
- (7) 国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) 統計により算出した。
- (8) マレーシア航空は 2002 年に業績不振のため再び国有化された。
- (9) 素朴に考えると、支出面でもマレーシア経済はブミプトラ部門と非ブミプトラ部門に 2 分されていると言ってもよからう。ブミプトラ部門では豚肉や酒類への支出は行われず、喜捨 (zakat) が対家計民間非営利サービス生産者たるイスラーム団体に支出される。非ブミプトラ部門は世俗である。
- (10) 新古典派の経済成長理論については、通常のマクロ経済学や経済成長論の標準的なテキストブックを参照せよ。
- (11) 外国企業を含む、その他の株式保有比率については無視している。
- (12) ジニ係数は、分配の平等度を計測する指標で、すべての経済構成員が全く同額の所得ないし富を得る場合に 0 となり、1 人だけが経済のすべての所得ないし富を得、他のすべての構成員の所得ないし富が 0 の場合、100 (記述の仕方によっては 1) となる。ジニ係数が小さいほど分配が平等度が高い。
- (13) 分配の公正の基準には、この直後に取り上げるように複数のものがある。仮にある主体の所得が減少したとしても、所得増加した他の主体がその減少分を補って余りあれば、事態は改善したとする補償原理という考え方もある。
- (14) 石川 (1991) などを参考にした。

参考文献

- 石川経夫 (1991) 『所得と富』、岩波書店、東京。
- 小野沢純 (2012) 「ブミプトラ政策：多民族国家マレーシアの開発ジレンマ」、『マレーシア研究』、第 1 号、pp. 2-36。
- 金子芳樹 (2001) 『マレーシアの政治とエスニシティ——華人政治と国民統合——』、晃洋書房、京都。
- 鳥居高 (2002) 「マレーシア——経済成長と種族間平等の追求」、池端雪浦・他編集委員『岩波講座東南アジア史第 9 巻「開発」の時代と「模索」の時代』、岩波書店、東京、pp. 123-154。
- 山田満 (2000) 『多民族国家マレーシアの国民統合』、大学教育出版、岡山。
- Athukorala, Prema-Chandra (2001), *Crisis and Recovery in Malaysia: The Role of Capital Controls*, Edward Elgar, Cheltenham.
- Drabble, John H., (2000), *An Economic History of Malaysia, c. 1800-1990: The Transition to Modern Economic Growth*, Macmillan, London.

- Fields, Gary S. and Sergei Soares (2005), 'The Microeconomics of Changing Income Distribution in Malaysia,' Francois Bourguignon, Francisco H. G. Ferreira and Nora Lustig eds., *the Microeconomics of Income Distribution Dynamics in East Asia and Latin America*, World Bank and Oxford University Press, Washington DC, pp. 219-274
- Jomo, K. S. (2004), *The New Economic Policy and Interethnic Relations in Malaysia*, Identities, Conflict and Cohesion Programme Paper, No.7, United Nations Research Institute for Social Development, Geneva.
- Lau Ban Tin (2005), *Capital Control and the Malaysian Economy*, Pelanduk, Selangor Darul Ehsan.
- Lim Teck Ghee (2005), *Corporate Equity Distribution: Past Trends and Future Policy*, Centre for Public Policy Studies, Asian Strategic and Leadership Institute, Kuala Lumpur.
- Mahathir bin Mohamad (1970), *The Malay Dilemma*, TBI, Singapore (マハティール・ビン・モハマド (高多理吉訳) (1983), 『マレー・ジレンマ』, 井村文化事業社, 東京).